

◇ 給与所得者の特定支出控除はたったの3人

Q : 給与所得者の特定支出控除を利用して
いる人はほとんどいないそうですが、どれぐ
らいの人が利用しているのでしょうか。

A : 10年分の適用者は全国でたったの3
人です。

【解説】

自営業者と違って、サラリーマンには必要
経費の控除というものはありません。その代
わりに、給与所得控除制度というものがあ
り、それぞれの収入額に応じて収入金額の何%か
が控除され、それが課税の対象となる「所得」
となるのです。

ただし、サラリーマンが一定の条件に該当
する特定支出（たとえば、通勤費、転勤費用、
研修費用、資格取得費用、単身赴任者の帰宅
旅費など）をした場合で、その特定支出の合
計額が給与所得控除額を超えるときは、その
超える部分の金額も控除されます。

これが昭和62年から始まった給与所得者
の「特定支出控除」ですが、例年この制度の
適用者はごくわずかで、大蔵省がこのほど衆
院予算委員会に提出した資料によると、10
年分の適用者は全国で3人。その内訳は通勤
費3件、研修費2件となっています。ちなみ
に、7年分は1人、8年分は3人、9年分は
1人です。

要件が厳しいのか、会社がそのような費用
を手厚く保護しているのか（補てん部分は特
定支出に該当しません）、給与所得控除その
ものの水準が高いのか、その理由ははつきり
しませんが、適用者が少ないのは事実です。



KIMIYO-I